

「開示検査事例集」（平成 30 年 9 月公表版）について

証券取引等監視委員会事務局開示検査課
課長補佐 伊藤 公祐

証券取引等監視委員会（以下「監視委」といいます。）は、平成 30 年 9 月 19 日に「開示検査事例集」を公表しました。

本稿では、今般公表しました開示検査事例集に掲載している市場関係者へのメッセージや開示検査事例の概要等を含め、開示検査事例集について紹介いたします。なお、本稿中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りいたします。

1. 開示検査及び開示検査事例集について

（1）開示検査について

有価証券報告書等の虚偽記載などの開示規制違反は、投資家に不測の損害をもたらすとともに、我が国証券市場の信頼を大きく失墜させることにつながりかねません。監視委では、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法に基づいて、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の提出者等に対して、開示検査等を実施しています。

監視委では、開示規制違反の早期発見及び早期是正のため、絶えず、上場会社等における開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っております。例えば、市場インパクト（仮に、問題が発覚した場合の市場への影響）や不正発生リスクなどに着目し、上場会社等について継続的に情報収集・分析を行うとともに、各業界の商流・商慣行等、ビジネスの実態についても詳しく調査を行っており、より深度ある情報収集・分析の実施につなげています。

そして、これら情報収集・分析を通して、開示内容等を確認する必要がある場合や開示規制違反が疑われる場合には、上場会社等に対してヒアリングや開示検査を実施しています。

開示検査の結果、開示書類に係る重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が判明したときには、当該開示書類の提出会社等に対する課徴金納付命令の勧告を内閣総理大臣及び金融庁長官に行い、また、課徴金納付命令の勧告の有無にかかわらず、必要に応じて当該開示書類の提出会社等に自主的な訂正報告書等の提出を促しています。さらに、将来的な開示規制違反の未然防止及び再発防止の観点から、開示検査を行った上場会社等につきまして、その内部統制の状況を含め、開示規制違反の背景・原因等について経営陣との対話を行い、問題意識を共有することで、適正な情報開示のための体制構築・整備を促しています。

(2) 開示検査事例集について

開示検査事例集は、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、監視委による開示検査の最近の取組みや開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策等の概要を取りまとめたものです。

平成20年以降、毎年、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を公表してきましたが、上場会社・会計監査人・投資家等の市場関係者の皆様にとってより活用していただきやすいものとするべく、平成29年度版から「開示検査事例集」と名称を変更するとともに、その内容を刷新しております。

具体的には、課徴金納付命令勧告を行った事例だけでなく、同勧告を行うような重要な虚偽記載等とまでは認められない事例についても、開示規制違反の背景・原因を追究した上で、その再発防止策を会社と共有した事例や会社に対して訂正報告書等の自発的な提出を促した事例等、多様な事例を紹介しております。事例の掲載に当たっては、平成29年7月から平成30年6月までに検査が終了した事例を「最新の検査事例」として事例集の冒頭にまとめて掲載し、開示規制違反の内容や原因等を紹介することで、利用しやすいものとしたしました。また、事例ごとに、その事例の特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめた「事案のポイント」を設け、事例の大枠がつかめるようにしております。

2. 市場関係者へのメッセージ

監視委としては、開示検査事例集を通じて、市場関係者の皆様に、開示規制違反の事案の内容とともに、その背景・原因等についても理解を深めていただくことで、上場会社等とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資家の皆様と投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと考えております。

こうした観点から、開示検査事例集では、上場会社・会計監査人・投資家等の市場関係者に向け、以下のメッセージを発信しています。

(1) 上場会社等へのメッセージ

これまでの開示検査を通じて判明した不適正な会計処理による虚偽記載等の原因・背景として、多くの場合、その会社の経営陣のコンプライアンス意識の欠如や、取締役・監査役等が本来の役割を果たしていない等といったガバナンスの機能不全が認められました。

取締役会の皆様におかれましては、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただければと存じます。

また、監査役・監査委員の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務

の執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

この事例集が、会社経営陣、監査役等、業務執行部門、会計監査人等との間の積極的なコミュニケーションのきっかけとなり、そして、それによってガバナンスの向上に向けた自律的な取組みが行われることを期待しております。

(2) 会計監査人へのメッセージ

会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラです。

会計監査人である公認会計士や監査法人におかれましては、このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質の確保に努めていただくことが重要であると考えております。

この事例集を通じて、不適正な会計処理の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者との十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待しております。

(3) 投資家等へのメッセージ

上場会社等による開示規制違反は、当該会社に投資を行う投資家に甚大な損害をもたらすだけでなく、その上場会社等の信用を大きく失うことは言うまでもありません。

投資家、とりわけ機関投資家におかれましては、この事例集を通じて、上場会社等による開示情報の正確性や公認会計士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただいた上で、投資先上場会社等と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行っていただく必要があると考えています。そして、この対話の中で、投資先上場会社等に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていることにより、その投資先上場会社等のみならず、市場全体において、適正な情報開示に向けた意識の向上につながるものと考えています。

3. 個別の開示検査事例の概要について

(1) 最新の事例の特色・傾向

開示検査事例集の「最新の検査事例」の中では、平成29事務年度(平成29年7月～平成30年6月)に終了した事例を掲載しています。平成29事務年度において、開示規制違反として認められたものは、不適正な会計処理による有価証券報告書等の虚偽記載であり、具体的には、架空売上の計上や売上の過大計上など、売上をめぐる不適正な会計処理が目立ちました。

これら開示規制違反の背景の一つに、経営陣のコンプライアンス意識の欠如があります。例えば、過度に売上・利益目標の達成を重視するあまり、営業と比較して管理部門

を軽視した結果、経理や内部監査等の管理部門に適切な人員が配置されず、加えて、会計帳簿に係る業務プロセスの明文化や全社的な浸透が行われていなかったために、管理部門等による内部管理が機能しなくなっているケースもありました。

また、取締役会や監査役等によるガバナンスが機能不全に陥っているケースも認められました。会社全体の業務執行に対するガバナンスが適切に機能していなかった事例や、取得した国内外の連結子会社に対するガバナンスが適切に機能していなかった事例が認められました。

(2) 具体的な事例

平成 29 事務年度に行った開示検査の事例から、幾つかの事例をピックアップして紹介いたします。ここで紹介しきれないその他の事例については、開示検査事例集（監視委ウェブサイト（本稿末尾に URL を記載しております。)) をご覧ください。

下記Ⅰの事例は、課徴金勧告を行った事例です。連結子会社の不適正な会計処理に係る事案を紹介しております。

下記Ⅱの事例は、開示検査を踏まえ、当社に対して、中立的な者による調査の実施を慫慂した事例です。これを受け、当社は社内調査委員会を設置し、当該社内調査委員会からの報告書を踏まえて、訂正報告書を提出しました。

また、下記Ⅲの事例は、新規上場審査中に提出した有価証券届出書等に係る開示検査の結果、財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制について不備が認められた事例です。

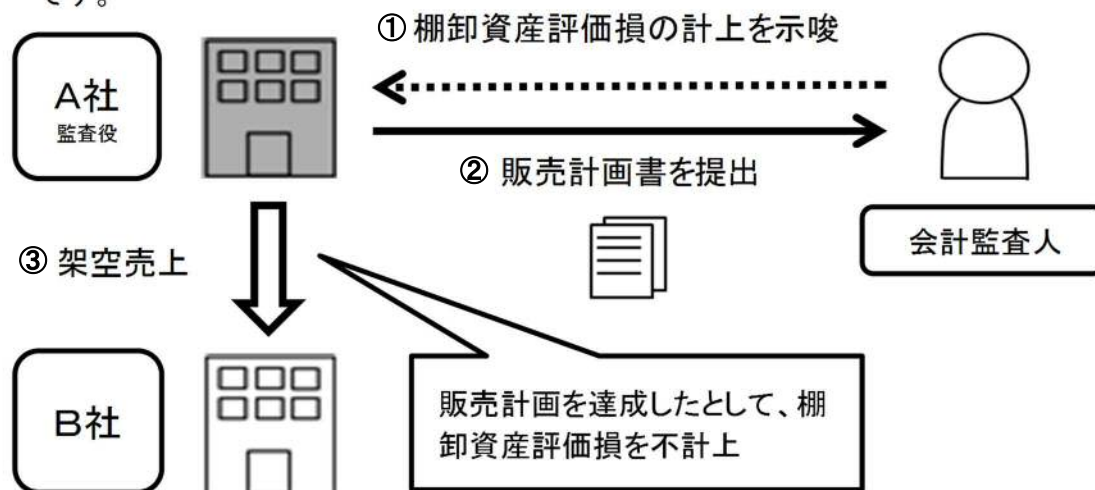
I. 架空売上の計上等（事例 1（今般公表しました開示検査事例集に掲載した「事例 1」です。以下、同様です。))

○ 事案の概要

本件は、当社（以下、各事例において、検査対象会社を「当社」と表記します。）の連結子会社（以下「A社」といいます。）が、得意先に協力を依頼して受信機器の架空売上が計上することによって、当時の会計監査人との間で合意していた販売計画を達成したように偽り（当該販売計画が達成されなければ、受信機器の在庫に係る棚卸資産評価損を計上する必要がある旨をA社は会計監査人から指摘されてきました。）、棚卸資産評価損の計上を適正に行わなかったものです。これによって、当社は、過大な売上高、過小な棚卸資産評価損及び当期純損失等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書を

○ 不適正な会計処理の概要

当社が行った架空売上の計上及び棚卸資産評価損の不計上の概要は次のとおりです。



- ① A社において受信機器販売が振るわない中で、A社の監査役（以下「A社監査役」といいます。）は、会計監査人から受信機器の在庫に係る棚卸資産評価損の計上を示唆されました。
- ② ①を受けて、A社監査役は受信機器の販売計画を作成して会計監査人に提出したところ、A社監査役は、会計監査人から、販売計画を達成できない場合は受信機器の在庫について全額評価損を計上する必要がある旨の指摘を受けました。
- ③ これを受けて、A社監査役は、A社の得意先であったB社に対して、A社監査役が販売先を確保することを条件として受信機器の購入を依頼しました。B社は、A社監査役から受けた当該依頼を了承しました。

その後、A社監査役は、B社における販売先の大半を確保したものの、一部の受信機器については販売先を確保できませんでした。販売先を確保できなかった受信機器については、B社のA社に対する支払義務は未確定であり、B社に対する売上は実現していませんでしたが、A社はこれらの受信機器についても架空の売上を計上しました。

A社は、この架空売上の計上により、実際は達成していない受信機器の販売計画を達成したかのように偽り、受信機器の在庫についての棚卸資産評価損の計上を適正に行いませんでした。

○ 本件の不適正な会計処理の背景・原因

当社グループは、営業に偏重した経営を行い、当社グループの管理部門を適切に運用する意識が欠如していました。このような状況の中で、業務執行からの独立性が確保されるべき監査役にA社における受信機器の営業も担当させており、監査役の業務が適切に行われなかった状態を放置していました。結果、監査役が主導的に、棚卸資産評価損の計上回避を目的として、架空売上の計上を行いました。

また、当社及び当社グループにおいて、不適正な会計処理に対する内部牽制が機能しなかったことも背景・原因の一つと考えられます。具体的には、当社及び当社グループにおいて、経理や内部監査等の管理部門に十分な人員が配置されていない上、会計記帳に関する業務プロセスが明文化されていないことや会計業務管理に関する手続の不備が認められており、当社は子会社による会計記帳の実態を把握していませんでした。

II. 売上の過大計上（事例4）

○ 事案の概要

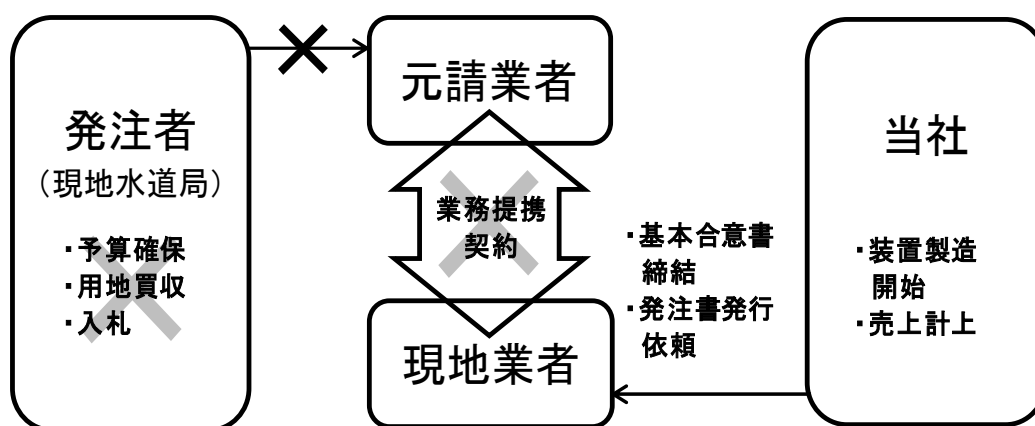
本件は、当社が請け負った取水・浄水設備関連の国内外での工事において、売上の過大計上を行い、不適正な会計処理を行った事案です。当社は、請け負った工事に係る会計処理として工事進行基準を適用していましたが、一部の工事については工事進行基準を適用するための前提要件（該当工事の完成見込みが確実であること）を満たしていないにもかかわらず工事進行基準を不適切に適用したほか、別の工事については工事進行基準に係る工事進捗度について合理性を欠く算定を行っていました。これらにより、当社は、過大な売上高、過少な当期純損失等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

当社は、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出しましたが、開示検査の結果、投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等があることまでは認められなかったことから課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、中立的な第三者による調査の実施を懲慥しました。これを受け、当社は社内調査委員会を設置し、当該社内調査委員会からの報告書を踏まえて、訂正報告書を提出しました。

○ 不適正な会計処理の概要

当社が行った売上の過大計上の概要は次のとおりです。

・ 工事進行基準の不適切な適用



- ① 国外で予定されていた複数の公共工事について、現地の水道局が、公共工事の発注者として入札を実施し、選ばれた元請業者が現地業者との間で業務提携契約を締結し、当社は現地業者を通じて元請業者から工事を請け負うこととなりました。

しかし、工事発注者である現地水道局が予算を確保できなかったこと等から、入札の未実施又は大幅な遅れが発生しており、これら公共工事に係る完成見込みが確実でないため、工事進行基準を適用するための前提要件が認められませんでした。

- ② このような状況であったにもかかわらず、当社は、当初の目標どおり工事からの売上高を計上するため、現地業者に対して、支払条件や納期等について実態の伴わない発注書の発行を依頼しました。併せて、これら工事に関して、関連装置の製造を入札等に先行して開始できるように、現地業者との間で契約の締結を行いました。

これらによって、工事の完成見込みが確実でないにもかかわらず、現地業者との契約を締結し、装置の製造を開始したこと等をもって工事進行基準を適用して売上の過大計上を行いました。

・ 工事進行基準に係る工事進捗度の合理性を欠く算定

国内で実施された工事について、工事進行基準を適用して売上等を見積もっていましたが、その過程で、工事進捗度について合理的でない算定方法を採用し、高く工事進捗度を見積もることによって売上の過大計上を行いました。

(なお、当社は、工事進捗度の算定方法として、直接作業時間による方法を採用していました。工事の外注部分に係る直接作業時間については、外注に係る費用を社内レートで除して算定していました。しかし、外注費に多額の材料費が含まれていたことから、当該外注費から材料費を除外した値を使って、直接作業時間を算定することが合理的であったところ、材料費を除外しないまま、直接作業時間を算定していました。これによって、過大な工事進捗度が算定されました。)

○ 本件の不適正な会計処理の背景・原因

上記の不適正な会計処理は、当社がその株式を上場した事業年度を含めてその前後の事業年度に係る有価証券報告書等で認められました。当社においては、上場した事業年度の売上目標の達成に向けて全社的に業績向上に取り組んでいた中で、過度に営業を重視する社風が醸成されていきました。

当社の管理部門は、売上目標の達成に全社的に取り組んでいたことなどから、国外の工事案件に関して、公共工事の入札が未実施であったこと等を認識していたにもかかわらず、会計処理を含めた営業本部の方針を積極的に追認していました。内部監査担当部署も内部監査を実施しておりましたが、社内規程の整備状況等に係る形式的なチェックに止まっていました。また、監査役においても、国外の工事案件

については、詳細な資料の提示を受けなかったため、問題点を把握できていませんでした。結果、管理部門、内部監査室及び監査役による牽制機能が働いていませんでした。

さらに、当社の経理部門は、十分な会計基準についての知識を持ち合わせていませんでした。会計基準上、工事の会計処理として工事進行基準を適用するためには、工事の完成見込みが確実であることを前提要件として求められるところ、当該前提要件が充足されているか（公共工事の入札実施の有無や元請業者の決定の有無等）を確認しないまま、現地業者と契約を締結し、工事に関連した装置の製造が開始されたこと等をもって、工事進行基準の適用及び当該基準に沿った売上の計上が可能と考えていました。

Ⅲ. 内部統制の不備（事例7）

○ 事案の概要等

本件は、当社が新規に上場を目指す中で、当時行われていた上場審査を通過するために当社が営む太陽光発電事業の販売目標を高く設定しており、同社の営業担当をはじめとする役職員に対して、当該目標達成に向けたプレッシャーが強くなっていました。

その中で、太陽光発電の販売事業の顧客について、その顧客の購入意思を確認しないまま売上を計上したほか、購入意思の確認は行ったものの取引証憑類未回収の状況での売上の計上等を行うようになりました。結果として、売上の過大計上等、不適切な会計処理を行っていました。

○ 本件の不適正な会計処理の背景・原因等

販売目標達成に向けたプレッシャーが高まっている中で、営業部門は販売先との打合せ又は新規販売先開拓に忙殺され、取引証憑類の回収に手が回らなくなり、経理部門に対して見込みによる販売実績を報告していました。当該営業部門からの報告を受けて、取締役や経理部門は、証憑類が未回収であることを認識しながら、売上への計上を容認していました。

また、当社は、発電施設の販売等事業に係る証憑等作成・回収に係るマニュアルを作成しておらず、発電事業等に係る業務フローは明確になっていませんでした。しかしながら、金融商品取引所や主幹事証券会社による上場審査においては、実態と離れた業務のフローを説明していました。

監視委は、この事案を踏まえ、上場審査中の会社や上場会社等の内部管理体制等の審査・確認などに当たっては、その実態を十分に把握する必要がある旨、金融商品取引所等の各関係機関に対して提起をしております。

4. 課徴金納付命令勧告の状況

開示検査事例集では、課徴金納付命令勧告の状況についても紹介しています。その内容は以下のとおりです。（なお、過去との平仄を合わせる観点から、会計年度（4月～3月）ベースで集計を行っております。）

（1）総論

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、監視委は平成30年6月末までに、開示規制違反に対して101件、計163億8,729万9,979円の課徴金納付命令勧告を行いました。

勧告の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが96件、「開示書類の不提出」に対するものが4件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件です（表1参照）。

平成29年度においては、開示書類の虚偽記載に対して2件、計1,200万円の課徴金納付命令勧告を行いました（表2参照）。

（表1）課徴金納付命令勧告の内訳

（単位：件）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	6	4	2	96
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	2	1	2	45
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	4	3	0	44
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	4
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

（注） 年度とは当年4月から翌年3月をいう（表1から表5において同じ）

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3333万円	24	7億2174万9994円
19	6684万9997円	25	10億4836万9999円
20	19億1390万9997円	26	6億464万円
21	7億1147万9998円	27	78億12万円
22	18億7981万9994円	28	4億2578万円
23	5億6925万円	29	1200万円
合計	163億8729万9979円		

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(2) 上場市場別の傾向

違反行為者(発行者である会社)を市場別に分類すると、本則市場51件に対して、新興市場55件となっています(表3参照)。

平成29年度の勧告2件は、新興市場の発行者である会社に対するものでしたが、これらの上場会社等では、経営者のコンプライアンス意識の欠如、取締役会の機能不全等に起因して、不適正な会計処理が行われていました。具体的な事情は様々ですが、一般に、新興市場における上場会社等については、その規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があることが考えられます。

(表3) 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	6	5	5	2	90
東証1部(本則)	2	5	4	2	6	0	1	4	1	4	0	0	29
(うち旧大証1部)	1	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	7
東証2部(本則)	0	1	2	1	1	1	1	3	0	1	0	0	11
(うち旧大証2部)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
マザーズ(新興)	0	0	1	2	7	2	3	0	1	0	2	0	18
ジャスダック(新興)	2	3	4	3	3	2	3	3	4	0	3	2	32
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	0	9
名証1部(本則)	1	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	0	6
セントレックス(新興)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
アンビシャス(新興)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	7	0	0	51
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	6	1	5	2	55
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	8	8	5	2	106

(注) 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

2 平成25年7月16日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成25年7月15日以前に勧告を行った違反行為者について、東証1部と大証1部に上場していた場合には「東証1部」の欄に2件、「うち旧大証1部」の欄に1件と表示している(東証2部と大証2部に上場していた場合も同様)。

(3) 業種別の傾向

違反行為者を業種別にみると、情報・通信業（21件）、サービス業（17件）、卸売業（13件）において、勧告件数が多くなっています（表4参照）。

平成29年度における勧告件数は、情報・通信業（1件）、卸売業（1件）となっています。

(表4) 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類 (単位：社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	1	1	21
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	2	2	0	17
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	1	1	13
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	8
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	1	0	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
その他製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	6	5	2	91

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(4) 違反行為の科目の傾向

違反行為の科目別の内訳では、売上高（29件）、特別利益又は特別損失（27件）、資産（24件）において、勧告件数が多くなっています（表5参照）。

(表5) 違反行為の科目別分類

(単位：件)

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	計
売上高	7	5	3	2	4	3	3	2	29
売上原価	0	1	1	2	0	2	0	1	7
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	1	0	0	6
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	1	1	0	4
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	1	2	0	0	27
資 産	5	4	4	7	2	2	0	0	24
負 債	0	0	1	1	0	0	0	0	2
純資産	0	0	0	2	1	0	0	0	3
非財務情報	0	0	0	1	1	1	0	0	3
年度別計	24	17	14	22	9	12	4	3	105

(注) 複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

5. おわりに

上場会社等が適正な情報開示を行うためには、経営陣がコンプライアンス意識を高く持つとともに、会社のガバナンス体制を形式ではなく実質を伴ったものへ向上させるといった、実効的な内部統制の確保に向けた取組みが不可欠です。当該取組みを各上場会社等が進めていく中では、上場会社等内部での議論並びに上場会社・会計監査人・投資家等との間でのコミュニケーション及び対話が活発に行われているものと考えております。

本事例集では、本稿で紹介した事例以外にも多くの開示規制違反事例の内容やその背景・原因について紹介しております。本事例集が、上場会社等内での議論や上場会社等と会計監査人・投資家等との間でのコミュニケーションなどにおいて活用され、適正な情報開示を行うための実効的な体制の整備・確保に向けた各上場会社等の取組みが進められていくことを期待しております。

※「開示検査事例集」

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20180919.htm>

(以 上)